# 法貴地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月	
亀岡市	曽我部町	法貴	平成28年3月	令和3年3月	

# 1 集落(地域)が目指す姿

(1) スローガン

地域一丸となって農地を守る 次世代への継承

(2) 今後の地域農業のあり方

ラ	後の地域農業のあり万					
課	題					
後	継者問題					
今	後、集落(地域)として取り組も	ううとす	る内容(該当部分に〇印を記)	入「複	数記入可」)	
	① 他集落との連携	0 2	新規就農促進・後継者育成	0	③ 高収益作物の導入・拡大	
	④ 低コスト化	0 6	営農組織の設立・法人化	0	⑥ 経営の複合化	
	⑦ 6次産業化	8	企業の農業参入(地域参入)		9 その他	
	取組内容					
	地区特産物の選定と生産促進を	めざす	組織機能の充実(受託組織	の確立	Ī)	

## (3) 産地づくり計画

作目	生産面積	生産額	備	考							
	ha										
[土	[土地利用型]										
• 麦	1.25	60万									
• 水稲	20.00	2,000万									
•											
[野	菜]										
• たまねぎ	0.20	100万									
• 販売用野菜	1.00	100万									
•											
•											
• 計	22.45										

## ② 目標(令和6年度)

作目	生産面積	生産額	備	考
	ha	上注识	I/HI	D
[土				
• 麦	2.00	100万		
• 水稲	20.00	2,000万		
• 大豆 小豆	3.00			
[野	菜]			
・たまねぎ	0.30	150万		
• 販売用野菜	0.30	50万		
•				
•				
• =====================================	25.60	TD11.6.54		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5~1 O 年後を記載する。 以下の目標年度についても同様とする。

## ③ 地域の特産物づくりの取組方針

• 品 目	小豆 枝豆 たまねぎ 水稲
• 普及方法	JA 普及所の協力 集落で営農活動
• 販売戦略	JAに販売 市場出荷

$(\Lambda)$	ラサカ	は計劃(	$\Box$	サル	宀
141	<del>10 * (</del> /	) E	111111111111111111111111111111111111111	$\alpha$	,,,

大規模農地を利用活用し、効率的営農に取り組む

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

随時必要があれば利用する

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

家庭菜園等借り手組織等で管理していく

営農組合が窓口となり地権者との調整をし営農組合が管理する

# (7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容								
令和2年度	営農継続	営農継続と保全管理								
令和3年度	営農継続	農継続と保全管理								
令和4年度	営農継続	営農の維持 地区農地の集積と保全管理								
令和5年度	営農継続	営農の維持 地区農地の集積と保全管理								
令和6年度	営農継続	営農の維持 地区農地の集積と保全管理								

# 2 集落(地域)の農業構造

- (1) 農業就業状況(担い手別)

		項目	農業者数								組織数		
			辰未日奴	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	小山小好女人	任意組織	農業法人
集	答(t	地域)の全体数	49		2	3	10	17	13	4	1	1	
		認定農業者 (法認定)											
	中心終	認定新規 就農者											
中	心経営体	集落営農 組織*1									1	1	
中核的担心		基本構想 水準到達者											
い手	その	市 町 村 認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2											
	4	心経営体計									1	1	
	中村	亥的担い手計									1	1	

- \*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)
- \*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

## ② 計 画 (令和6年度)

		項目	農業者数	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	組織数	任意組織	農業法人
集落	喜(対	地域)の全体数	49			2	3	10	17	17	1	1	
		認定農業者 (法認定)											
	中心終	認定新規 就農者											
中	心経営体	集落営農 組織 * 1									1	1	
中核的担い		基本構想 水準到達者											
い手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2											
	4	心経営体計								_	1	1	
	中村	核的担い手計					2745				1	1	

<sup>\*1・・・</sup>農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハ に定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)

<sup>\*2・・・</sup>その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

#### (2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担, の手	経営者・代	構成員			現状[令和	[02年度]	計画[令和	和6年度]	農地中 間管理 機構か	取組内容	,	活用が見込						
729 1	(氏 名) (集落名)	表者の年齢	(従業員	() 0	の有無	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	らの借 入希望 の有無		年度	まれる施策						
						麦	1.25	麦	2.00		①新規就農		①農業次世代人材投資資金						
								大豆小豆	3.00		②低コスト化		②スーパーL						
	法貴営農組				-			水稲	20.00		③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金						
集	合	66 才	14	名	有					無	④法人化		④農業経営法人化等支援						
					-						⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業						
											6		⑥農企業者育成事業						
	( 集落)										7		7						
											①新規就農		①農業次世代人材投資資金						
																	②低コスト化		②スーパーL
											③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金						
		才	才 名								④法人化		④農業経営法人化等支援						
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業						
											6		⑥農企業者育成事業						
	( 集落)										7		Ī						
											①新規就農		①農業次世代人材投資資金						
											②低コスト化		②スーパーL						
											③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金						
		才		名							④法人化		④農業経営法人化等支援						
											⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業						
											6		⑥農企業者育成事業						
	( 集落)										7		7						
	経営規模計(ha)						1.25		25.00										

<sup>※ 1:「</sup>属性」欄には、個人の認定農業者(法認定)は「認農」、法人の認定農業者(法認定)は「認農法」、語定新規就農者は「認 就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農」、法人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落 営農組織は「集」と記載する。 ※ 2:「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業	年齢	現状[〇	〇年度]	0 1 = 1		利用しなく なる 農地面積	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
者(氏名)		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	(ha)	農地面積 (ha)	貸付等時期	() 23 23 37
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模	等計(ha)	/ヒ - アロ		かた 可坐し					

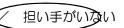
<sup>■</sup>プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

	(マペセキャク=)		
経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
たまねぎ栽培グループ	0.20	0.1~0.3	

#### (4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない 🗸



#### (5) 耕地面積及び農地利用状況

## ①耕地面積(現状 令和2年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
								1.25	1.25		
35.00	0.30	34.70						3.5%	3.5%		
								うち、中 心経営体 の面積	1.25 3.5%		

<sup>\*</sup>中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

#### ②耕地面積(計画 令和6年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の			
新地面模 (ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地		集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
								25.00	25.00		
								71.4%	71.4%		
35.00		35.00						うち、中 心経営体 の面積	25.00 71.4%		

<sup>\*</sup>中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

#### ③対象集落(地域)の現状

а	地区内の耕地面積	35.00 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	28.00 ha
С	地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	13.50 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.20 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.75 ha
е	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.75 ha
(備る	<u>(5)</u>	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。 ※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。 ※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を 把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

# (6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

営農組合への集約

<sup>※</sup> 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定している が、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

# 3 集落(地域)営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	営農組合の機能充実

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	営農組合(個人対応)

## (3) 農業用施設管理体制(農道、水路、ポンプなど)

• 現	状	土地改良区 営農組合とで調整実施
• 計	画	昭和池土地改良区と営農組合による協同管理体制

<sup>※ (1)~(3)</sup>に関する組織図を添付してください。

# 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取組内容	必要な機械・施設	実施事業		実施年度				
尹未工件		见安/6/1成7%。1000			3	4	5	6	
国営		圃場の整備	圃場整備事業	0	0	0	0	0	
	圃場整備事業	用排水路 井堰	圃場整備事業	0	0	0	0	0	
		農道	圃場整備事業	0	0	0	0	0	
営農組合	水稲 麦	田植機 コンバイン	水稲栽培	0	0				
		麦用コンバイン	麦栽培					0	
		管理 営農倉庫						0	

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。